

5 ベトナム農業の発展と制約要因

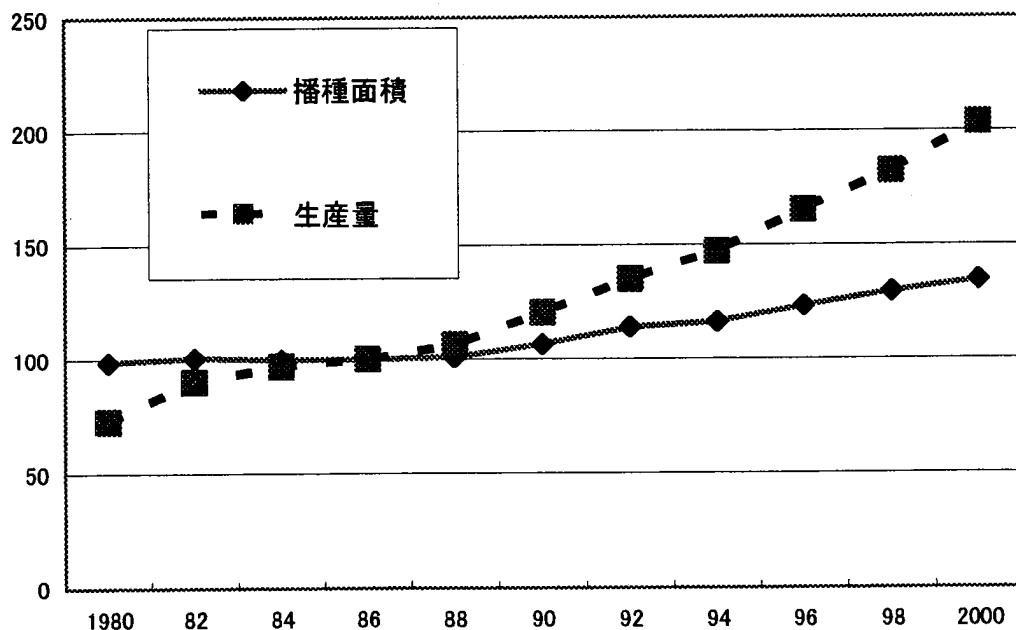
岡江恭史

I はじめに

ベトナムは1986年以降の経済自由化政策（ドイモイ政策）のもと高度経済成長を実現した。そして農業分野も著しい成長を遂げ、かつては慢性的な飢餓状態であったのが、いまやタイに次ぐ世界第二のコメ輸出国に転じている。

第1図は、ドイモイ開始年の1986年を基準（100）としたコメの播種面積と生産量のグラフである。第1図よりわかるように生産力の爆発的拡大に比して播種面積の拡大はそれほどでない。すなわち限られた土地資源の下での収量の増大によってこれまでの生産の量的拡大がもたらされたということである。また生産量の拡大はドイモイ開始年よりむしろ80年と88年が大きな契機であったことも第1図よりわかる。

本稿では、ベトナム農業の最大の資源制約要因である土地を中心にベトナム農業の歴史を振り返り、現在のベトナム農業の問題点について考察する。



第1図 過去20年間のベトナムにおけるコメの播種面積と生産量(1986年を100とする)
資料：GSO[1994][2001].

II ベトナム村落と農業集団化

1. ベトナム村落の成立からフランス植民地時代(1945年以前)⁽¹⁾

一般に東南アジアは東アジアに比べて面積に対する人口が希薄で強固な社会的紐帯がない社会であるといわれている。この中で北部ベトナムは人口が稠密で、雨季の洪水・乾季の低温と早魃という厳しい自然条件のもとで古くから強固な村落共同体が形成されていた。

10世紀に千年に及ぶ中華帝国の支配から独立したベトナムは、11世紀に本格的な長期政権(李朝)が成立しベトナム国家の枠組みが確立した(ただし領域は現在の北部のみ)。15世紀の黎朝時代に、集落をいくつか併せて社(xa)という行政の末端組織が作られた。この時代、新開地の水田が国有地化され、税納付と引き替えに社に支給された。この公田と呼ばれた国有田は、17~18世紀の戦乱⁽²⁾によって国家権力の統制が弱まると村落(社)の共有田となり、村落民の間で割り替えられた。公田を管理する社は共同体としての性格を強め、北部ベトナムの強固な村落共同体が形成されていった。なお南部は植民による新開地であるため、北部に比べて村落共同体は強固ではなかった。

19世紀にフランスの植民地となったベトナムでは南部メコンデルタの開発が進むが、このなかでフランス植民地政府は土地をフランス人及び対仏協力ベトナム人に払い下げ南部における大地主制が成立した。

2. 独立後の土地改革(1945-57)⁽³⁾

第二次世界大戦が終結した1945年8月にインドシナ共産党が主導するベトミン(ベトナム独立同盟)がベトナム全土で蜂起し権力を奪取した(8月革命)。8月革命以前は、人口の2%しか占めない地主階級が土地の51.2%を所有する一方、人口の97%を占める勤労農民が土地の36%しか所有していなかった。また、農民の59.2%が土地無しのため、小作人にならざるを得なかった。

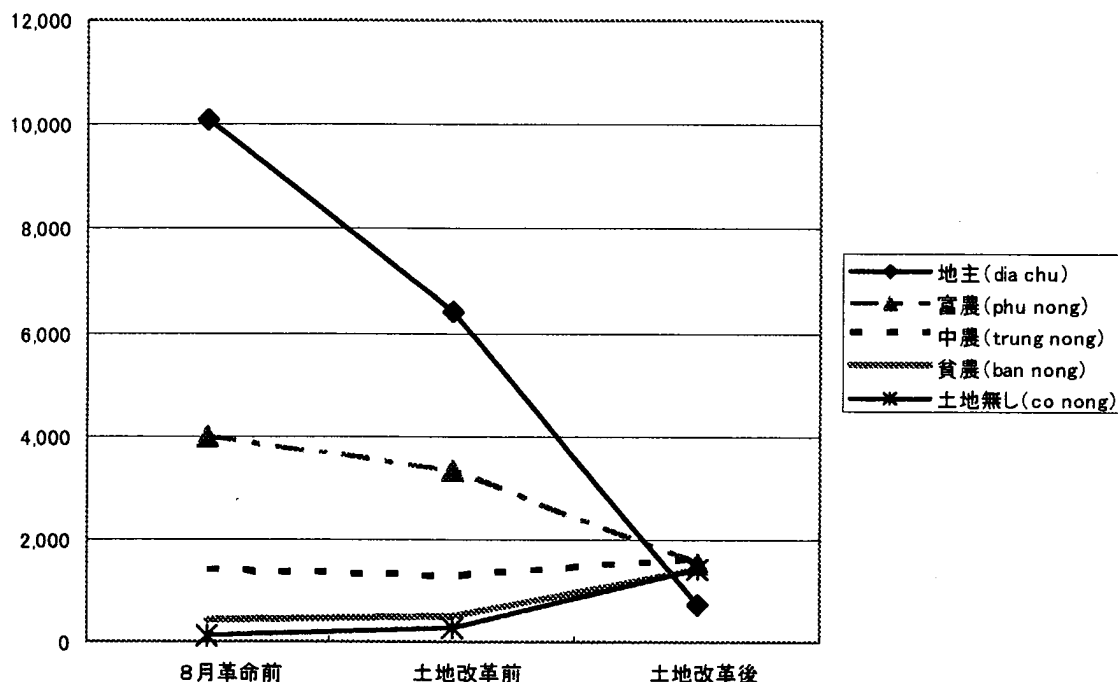
8月革命の翌月2日ベトナム民主共和国の樹立が宣言されるが、ベトナムの独立を認めないフランスとの間で戦争が行われた(第一次インドシナ戦争;1945-54年)。この間はインフラは未整備のまま放置された。灌漑網の保守はなされず、さらにフランスの爆撃で堤防が破壊された。1939-54年の間の土地生産性はわずか10%しか向上しなかった。

1954年7月のジュネーブ協定によって戦争の終結と北緯17度以北における共産政権が国際的に認められた⁽⁴⁾。その後共産政権下の北ベトナムでは、「耕作者に土地を」をスローガンに、土地を地主から貧農に分配する土地改革(cai cach ruong dat)が行われた。村落の共有の財産である公田は、このときに国家によって収用され、個々の農民に分配された。

この土地改革によって第2図に見られるように一人あたり土地面積はほぼ平準化した。また互助組(To doi cong)と初級合作社(Hop tac xa bac thap)が組織された。互助組は家族単位の経営を前提としつつ必要に応じて労働交換をするための組織であり、初級合作社

は集落単位に生産労働を集団化するという違いがあったが、ともに土地は各農民が所有していた。

1955-57年は、食料生産が57%増大し、ベトナム農業の黄金期と呼ばれた。



第2図 8月革命前の階級ごとの一人あたり土地面積の変化 (単位; m^2 /人)

資料: Nguyen Sinh Cuc[1995].

3. 北ベトナムでの農業集団化 (1958-75)

1959年4月の第16回ベトナム労働党⁽⁵⁾中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、ほぼ全ての互助組が初級合作社になり、さらに初級合作社の多くが高級合作社 (Hop tac xa bac cao) に移行した。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化をすすめたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊 (Doi san xuat) に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の3項目について経営を請け負い (三請負制)、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。なお合作社によって共有化されていない農地は自留地として各農民に経営をゆだねられていた。1960年末には北部での合作社化が完了⁽⁶⁾し、40,422の合作社が誕生⁽⁷⁾した。

だが結果的に1959-60年の生産性は低下し、特に高級合作社化したところで生産性が下

がった。農民たちは、合作社での生産以外の自留地に時間と資金をつぎ込んだ。60年代の合作社崩壊の原因として、①建設を急ぎすぎて生産資源が不足していた、②労働の結果と生産が結びつかないので農民たちの意欲を削いだ、③教育も技術もない貧農を重視しすぎて中上層農民を低く扱い経験豊かな老農 (lao nong) を合作社の管理にあたらせなかった、などがあげられる。

しかしこれらの明白な失敗にもかかわらず、第一次5ヶ年計画 (1961-65年) において農業集団化がさらに強力に推進され、1961年には高級合作社の数が8,403 (全合作社の33.8%) だったのが、1967年には18,560 (全合作社の76.7%) になった。1960年代に無理に農業集団化が強行されたのは、共産主義イデオロギーそれ自体よりも南部に親米反共政権⁽⁸⁾を打ち立て北ベトナムの共産政権と対峙するアメリカとの戦争が始まった (第二次インドシナ戦争=ベトナム戦争) ことによって、戦場へ兵士を拠出するための装置として合作社が必要とされたことによる。

結局大きな犠牲を払いながらも、北ベトナム共産政府はアメリカとの戦争に勝利した。アメリカの後ろ盾を失った南ベトナム政府は1975年に崩壊し、共産政権の下でベトナムは統一された⁽⁹⁾。

4. 全国的な農業集団化 (1976-80)

南北統一後、全国的な合作社化が推進された。北部では全ての合作社を自然村 (ベトナム語で lang または thon と呼ばれる) から行政村・社 (ベトナム語で xa)⁽¹⁰⁾へ拡大することが目標とされ、生産隊も集落 (ベトナム語で som xom) から自然村への拡大が図られた。その結果、1979年には北部で4,154合作社が社 (行政村) レベルになった。北部では紅河デルタ地域でも山岳地域でも、その土地の社会経済的特質を無視して高級合作社のモデルに沿って、全ての土地・水牛・牛・農具の共有化を進めた。このような集団化は農民の意欲を減退させ、もともと低い農民の収入はさらに下がることになった。

この時期の南部は北部と同様に合作社化が進められた。1980年までに、合作社⁽¹¹⁾が1,518 (うち1,005が高級合作社)、生産集団 (Tap doan san xuat)⁽¹²⁾が9,350 (農家世帯の35.6%) 建設されたが、その多くが機能しないままに崩壊した。農地の公平な分配が南部では逆に、商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになった。このことが、南部農村で中心的な勢力を持つ中農 (trung nong) 層を破壊する事になった。中農層は土地・資本・経験・技術を蓄積し、商品作物の大部分を生産していた。メコンデルタの商品米穀倉地帯は、合作社化と土地分配の中で極めて不安定になった。農民が合作社や生産集団に加入する前に、自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し、土地を捨てる事例が相次いだ。

1976-79年の間のコメ生産は320万~460万tだったが、1979年末に合作社・生産集団の大崩壊が起こると80年には520万tと一気に上昇した。

なお、この時期のベトナムは第三次インドシナ戦争⁽¹³⁾を戦っており、国際的にもまだ安定していなかった。

- 注(1) II1.の記述は、石井・桜井[1999]・桜井[1987]による。
- (2) 南北朝の対立・西山の乱などの戦乱が相次いだ。この間現在のベトナム南部への植民が行われた。結局、1802年に阮朝成立によって収束し、阮朝越南国 (Viet Nam) の範囲が現在のベトナムの版図となる。
 - (3) II2.~IIIの記述の数値等の具体的な情報は、特に断りがない限り Nguyen Sinh Cuc[1995]による。
 - (4) 当時は南部にベトナム国 (阮朝最後の皇帝バオダイを元首としてフランスが擁立) が存在し、ジュネーブ協定では2年後に統一選挙を行うことになっていた。
 - (5) 仏領インドシナ全体を範囲としていたインドシナ共産党は三ヶ国 (ベトナム・ラオス・カンボジア) 独立に伴い分離を決定し、ベトナム一ヶ国を範囲とするベトナム労働党が1951年に誕生した。
 - (6) 世帯の85.4%、耕地の68.1%が合作社化した。
 - (7) うち高級合作社が4,346である。
 - (8) ジュネーブ協定の一年後、南ベトナムではゴー・ディン・ジェムが大統領となってベトナム共和国が成立した。ベトナム共和国はアメリカの支援の下、ジュネーブ協定で決められた統一選挙を拒否し、南北対立が激化した。
 - (9) 翌76年、統一ベトナムは「ベトナム社会主義共和国」(現在の国名)と名を改めた。
 - (10) 独立後、社の合併が行われたためここでの社(行政村)は、1.のかつて公田を管理していた社より範囲は拡大しており、むしろ自然村の方が1.の社にあたる。
 - (11) 一合作社の規模は312ha(北部の1.5倍)、519世帯、1003労働人口である。
 - (12) 一生産集団の規模は40ha、38世帯である。
 - (13) 統一ベトナムの強大化を恐れた中国(中華人民共和国)はカンボジアのポル・ポト政権を支援してベトナムに対する軍事的圧迫を強めた。79年にベトナムがカンボジアに侵攻して親中ポル・ポト政権を倒す(カンボジア戦争)と、中国は「懲罰」と称してベトナムに侵攻した(中越戦争)。カンボジア戦争と中越戦争をあわせて第三次インドシナ戦争と呼ぶ。

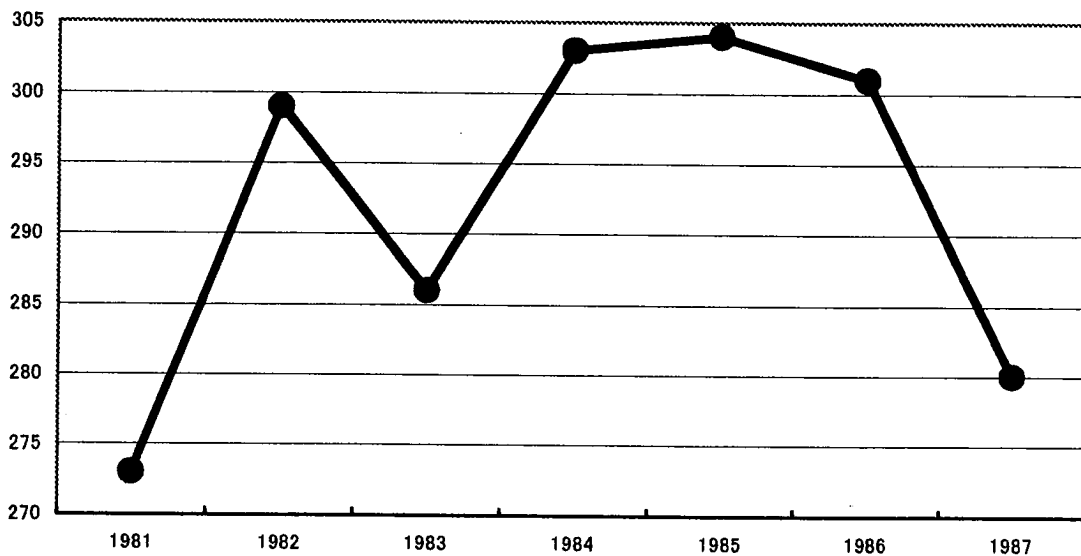
III 脱集団化にむかうベトナム農業

1. 100号請負下の農業 (1981-88)

1981年1月13日、ベトナム共産党⁽¹⁾中央書記局は100号指示⁽²⁾を出し、これまでの生産隊単位による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100号指示によって農民世帯は、①田植え②栽培管理③収穫の三つの段階を請け負いする権利を得た。その他の作業(水利、品種選択、肥料・殺虫剤分配など)は合作社の管理に残ったが、こ

の改革は農民の意欲を刺激し、多くの農民（当時の調査で8割方）が請け負いを完遂したうえでさらに5~20%の余剰生産をなした。

その結果、1981-85年の食料生産は急上昇したが、85年を頂点に生産が下がり、特に87年は北部では81年以来最低の水準（239kg/人/年）に達した（第3図）。その結果1988年初頭には北部で930万人（農民世帯の39.7%）が食糧難になり、うち360万人が飢餓状態に陥った。同じ頃、南部では形式主義的に合作社や生産集団に編成したことによる土地分配紛争が多発し、全国的な農業食料危機に陥った。100号による請負の下での生産拡大が持続しなかった理由として、①まだ多くの作業が合作社の管理に残っていたこと、②生産物のうち実質的に農民の手元に残るのがわずか20%であり生産意欲を刺激しなかったこと、があげられる。



第3図 100号請負下の一人あたり食料生産（単位；kg/人/年）

資料：Nguyen Sinh Cuc[1995].

2. 10号請負以降の農業（1988-）

こういった事態を受けて、86年に経済改革（特に農業）のために党の全国代表者会議が開かれた。1987-88年の冬春作からの農業発展へ向けての問題点を解決するため、「100号請負」以上の完全な世帯への請け負いを模索した。そしていくつかの地域で試験的に実施したのち1988年4月5日に共産党政治局10号決議⁽³⁾が發布された。

所有面に関しては、政治局10号決議は、農民の器械・水牛や牛・農具の所有を認めた。またこれらの農業資材の市場での売買（従来は禁止されていた）も認められた。政治局10号決議導入後わずか一年で、農家世帯の農耕用の牛や水牛の所有が1.5倍になった。多くの農家がさらに小規模な器械（ポンプ・碾き臼・耕耘機・コーヒー用スプリンクラーなど）を購入した。それまで共有だった器械・水牛や牛・農具は各農民に売却された。土地もまた、請負または入札の方法で農家世帯に10~15年の期間で使用が認められた。

合作社の管理機構は人員を50%削減し、経費を削った。この時代の合作社は生産段階のうち二つのこと（水利および植物防疫）だけに責任を負い、他は農民世帯に任せることになった。合作社は農家世帯に対するサービスの対価から利益を得るようになった。

また分配面に関しては、農民は税金と合作社基金を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。食料や食品を安く買い上げられる義務は無くなり、余剰の食料および食品は自由に市場で売買してよいことになった。この結果、生産物のうち実質的に農民の手元に残るのが40%と倍増し、これまで以上に農民の生産意欲を刺激した。

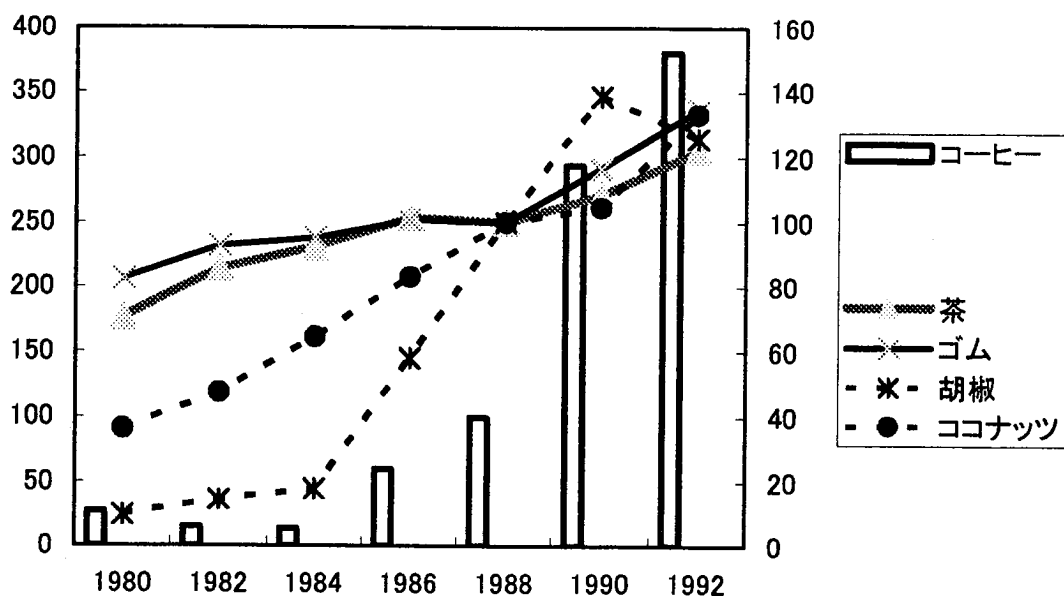
政治局10号決議は、労働点数による分配制度を廃止し、分配と生産物の使用における合作社社員世帯の自主権を肯定したという点で書記局100号指示より重要な進展があった。10号決議の発布された88年を期にコメ生産量が爆発的に増大し、また商品作物の生産も拡大した（第4図）。

だが反面、農村地帯における土地関係の問題が新たに起こった。土地分配によって、一経営体あたりの農地面積が矮小になり、大規模な商業作物に適さなくなった。北部デルタにおいては、請負農地は一世帯あたり5つの区画に分けられており、それぞれが小さいため機械化・灌漑化・専門化が難しかった。また南部では、完全請負（khoan gon）形態と呼ばれるものが多く見られた。これは、土地を以前の所有者に請け負わすものである。南部では土地の使用権と所有権が同一のものと思われていた。

人口増加に伴い農村内の労働力も年々増加していたが、もとより少ない農地が年々縮小しているために、雇用は縮小し（非農業の雇用機会はわずかずつしか増えないか、あるいは逆に減っているため）、それゆえ収入も低かった。農村内の雇用機会の希少性は、これ以外に都市への出稼ぎ者への帰村もあった。

商業的農業は密接に国内外の市場に結びついている。しかし、そのためには加工業および生産物を準備し販売するサービス業が必要であり、それには、電力・交通網・生産農場および集積地・サービス業・市場・通信網のような農村を市場構造に適応させるためのものが必要である。しかし、土地分配後の農家は自らの請負地以外の公共物に関心をもたず、合作社も土地分配後は生産に関する調整能力を失い、もはや農村内のインフラに注意を払わなくなった。そのため10号決議導入後には電力ステーション・農村地帯交通網・農事試験場・市場・学校・村落内保険所といったシステムに合作社が以前ほど関与できなくなった。特にポンプステーション・トラクターステーション・種子ステーション・植物防疫ステーションといった農業生産関連のインフラが弱くなったことが問題を孕んだ。

このような矛盾のなかで、最初の全国農業会議が開かれ、続いて第7回共産党大会党中央執行委員5号会議が1993年6月に開かれ、農業農村問題が主要議題として討議された。そこで土地の長期使用を認める決定がなされ、翌月土地法が全面改正された。



第4図 100号請負及び10号請負下の工芸作物の生産量

(1988年を100とする。コーヒーのみ左目盛り、その他は右目盛り)

資料：GSO[1994][2001].

注(1) 南北統一後の1976年にベトナム労働党はベトナム共産党と改称した。

(2) 正式名称は「農業生産合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示」(chi thi 100 CT/TW của Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong khoan san pham den nhom va nguoi lao dong trong HTX SX NN) である。

(3) 正式名称は「農業管理の刷新に関する共産党政治局10号決議」(Nghi quyet so 10 của Bo Chinh tri ve doi moi quan ly nong nghiep) である。

IV 土地法改正⁽¹⁾と現代の土地問題

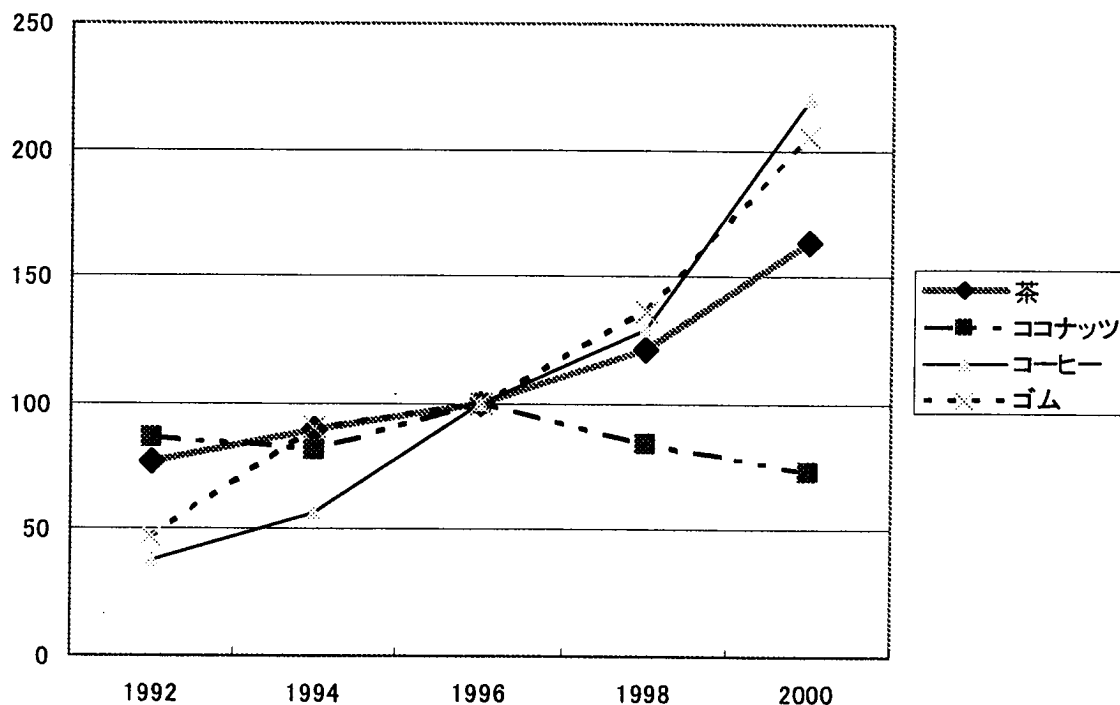
1. 1993年土地法改正

93年に改正された土地法 (Luat dat dai) は、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら⁽²⁾、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を新たに与えた(第3条2項)。また農林水産用地の使用期間に関しては、一年生作物地および水産養殖は20年間・それ以外は50年間の長期使用を認め使用期間終了後も違法行為等がなければ継続使用を認める事とした⁽³⁾。また土地面積に関しては、一年生作物地は3haまで、それ以外は政府規定によるものとした(第44条)。この93年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。また93年土地法によってコ

メの生産はさらに飛躍的に増大した（前掲の第1図）。

2. 1998年土地法改正

さらに98年にも土地法が改正されたが、これは93年時のような全面改正ではなく、93年土地法の一部の条文を補足・修正したものである。93年土地法第22条にある農林水産業（養殖・製塩業も含む）目的の土地使用に関する土地使用料免除に関して、98年改正ではさらに明確に「農業、林業、水産養殖、製塩の直接労働に関わり、主たる生計がこれらの活動から得ている世帯または個人で、社 xa /坊 phuong/市鎮 thi tran の人民委員会⁽⁴⁾がこれを確認したもの」という明確な免除規定を設けた。さらに98年改正の発効以前から制限面積枠を超えて農地を使用している場合には土地交付期間の2分の1の期間中は追加納税によって継続使用が許可され、継続使用期間終了後または98年改正発効以降の超過面積も「借地」という形で許可され、土地法第44条の制限面積以上の農業経営も事実上認められるようになった。さらに修正第78条第2c項で、土地使用権を他人の生産および経営のために出資することを認めた。このように98年改正は農業の市場経済化をより一層推進するため93年土地法以降に進んだ農地の規模拡大を追認した内容となっている。この改正以降、工芸作物の多くはさらに生産拡大をすることになった（第5図）。



第5図 1992年以降の工芸作物の生産量（1996年を100とする。）

資料：GSO[1994][2001].

3. 2001年・2003年土地法改正

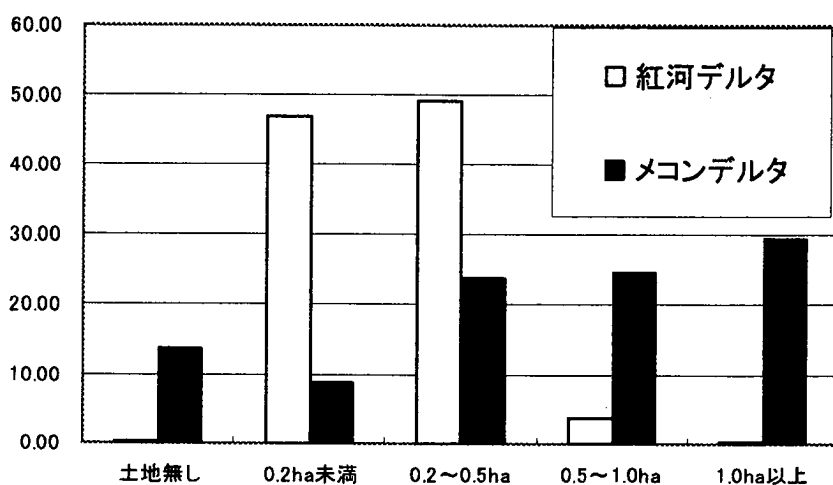
土地法はその後2001年および2003年にも改正された。2001年改正では、第31条に新たに第3項が追加され、土地所有権の財産価値に基づいて政府はその賃貸・相続・抵当するための具体的手続きを規定しなければならない事を明記した。

93年土地法改正以来の全面改正である新土地法が2003年11月26日に国会で可決され、2004年7月1日より施行される予定である。前述のように93年土地法第44条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は政府規定によるものとされていたが、2003年土地法では多年性作物地はデルタ地域で10ha・山岳地域で30haまでと法律で明記された(第70条第2項)。また国が水田から非農地への転換を制限し、高収量・高品質な水田への財政援助や投資奨励策をとることを規定した(第74条第1項)。国が民間農場(後述のV1.参照)への奨励策をとることも規定された(第82条第1～2項)。さらに個人が土地所有権を登記・交換・譲渡・賃貸・相続・抵当するための具体的手続きが詳細に定められた(第122～131条)。

これらの改正が農業の脱集団化・市場経済化を一層促進するためのものであることは言うまでもない。

4. 土地所有の不平等化

第6図は、ベトナムの代表的農業地帯である北部の紅河デルタと南部のメコンデルタにおける経営規模(農用地面積)別に見た農家世帯の分布である。紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等なのに比して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きいが土地所有の不平等化が進んでいる。これは独立前から大土地所有制が発展し農業集団化もほとんど行われていなかったという歴史的経緯とともに市場経済化がメコンデルタの方でより進んだためと考えられる。

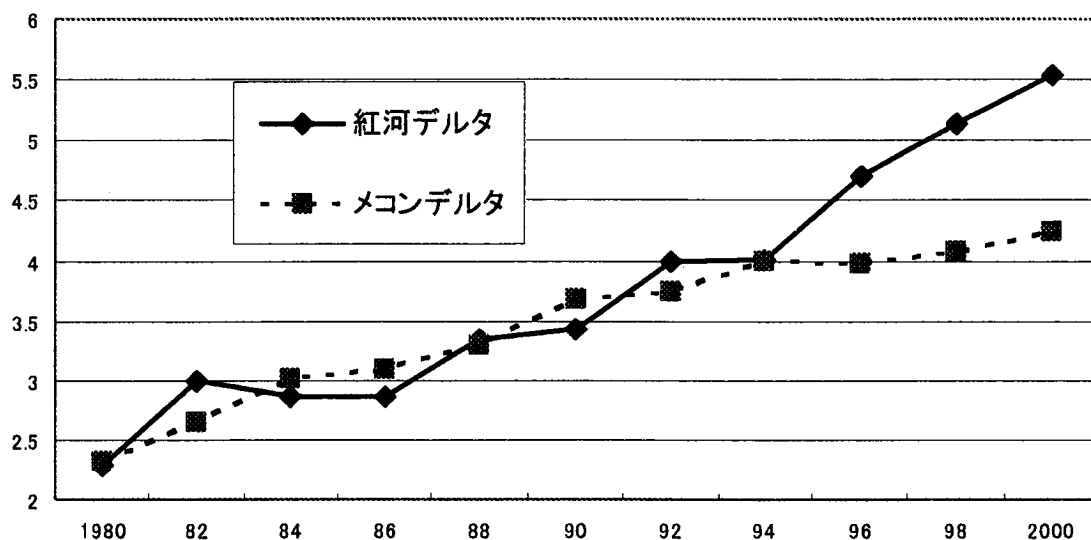


第6図 紅河・メコン両デルタにおける経営規模別に見た農家世帯の分布 (単位%)

資料: GSO[2003].

5. 収量の限界

第7図は、ベトナムの代表的農業地帯である北部の紅河デルタと南部のメコンデルタにおけるコメの収量の最近20年間の変化である。紅河デルタの収量が圧倒しているが、これは限られた農地に労働力及び肥料を大量投入して達成したものである。狭い農地が多くの人間に平等に細分化されている現状では機械化が進むことは不可能で、これ以上の収量増加は望めない。反面、輸出米の生産基地であるメコンデルタでは収量は停滞している。



第7図 紅河・メコン両デルタにおける最近20年間のコメ収量の変化（単位；t/ha）

資料：GSO[2000] [2001].

- 注(1) 土地法(Luat Dat Dai)の1993・1998・2001年度版の条文はNXBCTQG[2003]に、2003年版はNguyen Thu Huong [2004]による。
- (2) 第1条に原則論、第26～27条には不正使用および有事の際には国家が土地を収用できる規定が存在している。
- (3) 第20条、ちなみに居住地は永年使用が認められる。
- (4) 人民委員会は主席（日本でいう地方自治体の長）・副主席および幾人かの委員によって構成される地方行政の執行機関である（野本 [2000]）。社・坊・市鎮は日本でいう市町村にあたる地方行政組織である。

V その他の新しい動き

1. 農場について

1998年11月に共産党政治局6号決議が発表された。これは党の議決の中で初めて民間農場 (trang trai) の役割が認められたという点で画期的な意味を持つ。さらに2000年2月

に政府第3号決議によって、民間農場は法的な地位を確立した(Nguyen Sinh Cuc[2003])。さらにIV3.で前述したように2004年7月1日より施行される予定の新土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。

日本語で「農場」にあたる物はベトナムでは2種類存在している。一つは主に北部に存在する計画経済時代から存続している国营農場(Nong truong quoc doanh)であり、農場が土地を管理し農民を労働者として雇う。合作社よりは集团的に管理している。現在でも国の指令で生産を行っており、農具などの生産資材も国の財産である。一部には、新しい技術を導入している国营農場もある。面積は一農場あたり1000haぐらいで、中央政府(農業省)が管理しているものは約400存在する⁽¹⁾。もう一つが上記法規によって認められた民間農場(trang trai)で、南部を中心に約45,000(うちメコンデルタが約20,000)存在する。平均面積は6haと国营農場に比して圧倒的に小さい⁽²⁾が、今後の市場経済化の流れの中で、さらなる発展の可能性がある。

2. 合作社法と合作社の現状

1988年の政治局10号決議によって合作社の位置づけは根本的に変わり、多くの合作社が解体するか機能停止に陥った。さらに1996年に合作社法が制定された。96年合作社法⁽³⁾では、第1条で合作社は共同の需要および利益を有する労働者によって自主的に結成される経済組織であると定義されている。また第6条5項には、「合作社が社員(組合員)に対して行うサービス」とは、社員に対して有償で行う物質的あるいは非物質的な商品及びサービスである、と定義されている。さらに第7条1項には社員の加入・脱退の自由が、同条2項には社員の民主的参加⁽⁴⁾が、同条4項には各社員のサービス利用高に応じた剰余金処分が、同条5項には国内外の合作社間の協力⁽⁵⁾が、合作社の原則として規定されている。これらの原則は、1995年にイギリスのマンチェスターで開かれた国際協同組合同盟(ICA)100周年記念大会で決議された共同組合原則にほぼ沿っている。つまり名前は同じ合作社(hop tac xa)でも、かつての社会主義集団生産の主体であった合作社から96年合作社法では市場経済下の協同組合へと転換したのであった。

現存合作社のおよそ75%が旧来の合作社から新合作社(96年合作社法の下での合作社)である⁽⁶⁾。これらは名目的に転換しただけのものが多く以下のような問題を含んでいる。

- 事業方向が定まらず、サービス活動の範囲が限られている。農民に対する購買事業を行える資金と人材が不足して他の経済主体(商人など)に比べて割高である。

- 地方政府との関係が曖昧でしばしば事業経営に介入される。名目上は変わっても合作社幹部の面子が変わらないので旧来型の「指導」をしたがる役人も多い。

- 所有関係が依然と同様共同所有であり、株式化は実際には行われていない。

以上の問題は合作社が転換しても意識改革や人材育成が進んでいないことによる。

このような「転換型」に対して新しく合作社を新設したところもある。この新設型には、旧来の合作社を一度解散したうえで新設した「更正型」ものと、旧来からある合作社とは無関係に独立して新設した「独立型」のものがある。「更正型」は旧合作社を解散すると

きに資産や債務を点検整理しており、前述の「転換型」に比べて機構や職員の合理化が進んでおり、社員（組合員）も一部の富裕者や意欲のある農家に限定されるので効率がいい。また「独立型」の多くは一つまたは二つのサービスに限定されており、権利関係も明確で活発に活動しているところが多い。「転換型」に比べて効率のいい「更正型」「独立型」であるが、少数者のための限定されたサービスを行い、かつての合作社がもっていた社会的な機能を持っていないという問題がある（Nguyen Tai Van [2002]）。

なお、日本の場合と違って信用活動をしている合作社が非常に少ない（約 8%）。信用サービスを行っている合作社は都市近郊の兼業農家が多い地域である。特に紅河デルタでは信用サービスを行っている農業合作社は 3~4%と極めて少なく、幹部が優秀で農民たちに信頼されている場合に限る。また現在合作社が銀行から資金を調達するには担保財産がない（合作社の土地が少ない）ために困難である⁽⁷⁾。

注(1) 2002年3月19日の筆者によるベトナム農業省幹部に対する聴き取り調査より。

(2) GSO[2000]より計算した1999年現在の数字である。

(3) 合作社法（Luât Hop Tac Xa）の条文は NXBCTQG [1996] による。

(4) 第28条3項には一人一票制が明記されている。

(5) 第48条には省（tinh, 日本の県にあたる）レベルの合作社連合（Lien hiep hop tac xa）の、第49条には全国レベルの合作社連盟（Lien minh hop tac xa）の規定がある。

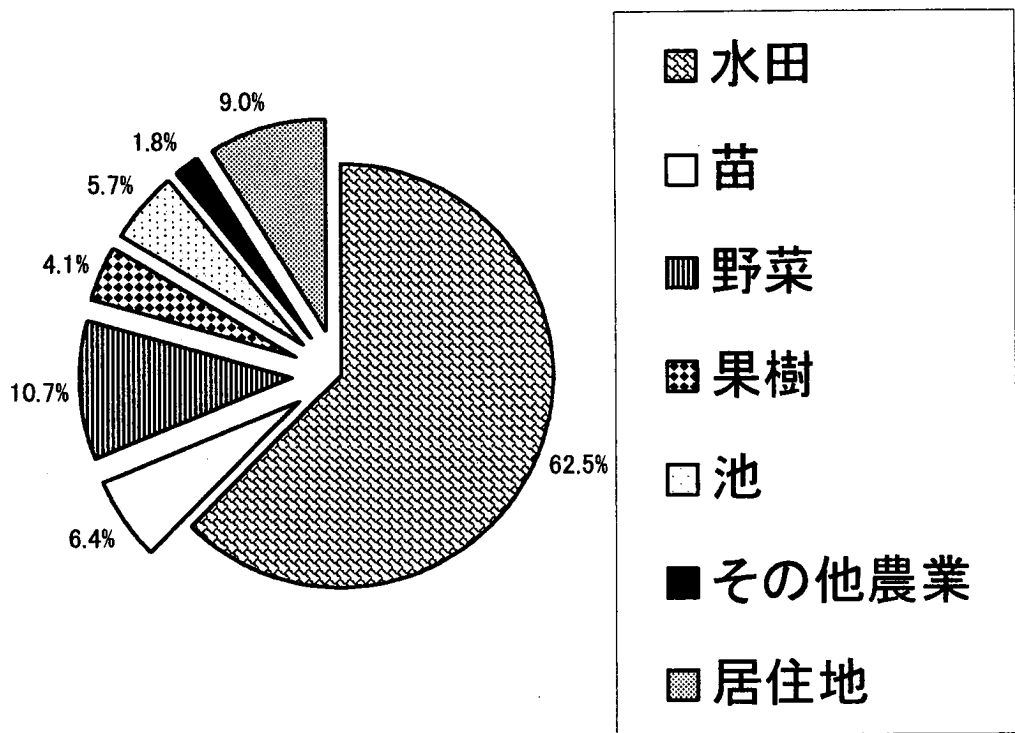
(6) 農業省によると（注(1)参照）現存する合作社は約9000、うち7000が「転換型」。また96年合作社法以降、6000合作社が解散した。

(7) 農業省による（注(1)参照）。

VI 事例研究：紅河デルタ村落の土地分配の現状

1. 調査村の概要

ここで筆者が近年調査している北部紅河デルタのナムディン（Nam Dinh）省ヴーバン（Vu Ban）県タインロイ（Thanh Loi）社バックコック（Bach Coc）村を紹介する⁽¹⁾。なお、ここで村と呼んでいるのはベトナム語で lang（ラン）と呼ばれている自然村であり、その中にさらに5つのソム（xom, 集落）が存在する。ソムは地方行政の末端を担っているとともに村落内のあらゆる組織の最小単位であり、近年では農業金融の仲介も行っている（岡江[2000]）。筆者は2000年調査時に調査村内のソムの一つ（ソム・アップフー）の土地台帳を入手したので、アップフーを例に土地分配の現状を紹介する。人口は453人（134世帯）、ほぼ全世帯が農業に従事している。全土地面積が約30.3haのうち91%が農用地であり、一世帯あたりの農用地は約0.2haときわめて狭小である。ソム内の土地利用の割合を示したのが第8図である。稲作用の土地利用（水田及び苗）が全土地の約三分の二（農用地の約四分の三）を占めている典型的な紅河デルタ農村である。



第8図 ソム・アップフーの土地利用の内訳
資料：ソム・アップフー土地台帳より筆者が作成。

2. 村落の形成と合作社の変遷

第1表は、調査村の土地の変遷をベトナム全体の動きと対照した表である。II 1. で前述したように、ベトナム村落の起源は15世紀につくられた“社”という行政の末端組織であるが、この時期にバックコック村の前身の百穀（Bach Coc）社が成立した。公田の存在は村落共同体としての社の結束を示すものだが、1805年の南定（Nam Dinh）省義興府地簿によると、バックコック村の公田率（全面積に対する公田の割合）は34%と極めて高く（桜井 [1987]）、現在に至るまでの村落共同体の強固さの背景と思われる。1945年以前の社（行政村）がほぼ現在という自然村にあたる。1945年のベトナム民主共和国成立に伴いベトナム全体で社の合併が進んだ。調査地でもバックコックも他の二つの社と合併してコックタイン社となる。1958年からベトナム北部での農業集団化が始まると、調査村でも59年に集落ごとの合作社が成立した。1967年に調査村を含む地域⁽²⁾に水利網（ヴーバン水利網）が形成された。これに伴い1968年に合作社の範囲もコックタイン社（行政村）と同様の範囲に広がった。この時に成立したコックタイン合作社は現在の合作社の範囲となっている。なお、社の方は1973年にさらに拡大してタインロイ社（現在でも同範囲）となり、これにあわせて合作社の方も合併してタインロイ社となった。だが農業の生産様式の違う地域を無理に同一の合作社管内に統合したことで、無理が生じ、1980年には再び分裂して調査村を管轄する地域はコックタイン合作社となり現在に至っている。

コックタイン合作社はV2.の「転換型」の合作社にあたるが、種籾の生産やジャガイモの共同販売(桜井ほか [1998])など農業生産全般に対して積極的な指導を行っている。さらに独自の財源によって給電事業や道路・橋・学校などを建設したり社会的弱者への優遇措置を行う(岩井 [1997])など、農民にとって社以上に身近な自治組織として機能している。本来自然村でないコックタインが機能しているのは、ヴァン水利網の完成によって農業生産における一体感を強めたからであろう。

3. 土地分配の過程

調査村においては、1986年にはまず試験的に一世帯あたり46㎡分配し、88年には一人あたり360㎡の水田を分配した。この際、単に面積上の平等だけではなく、質の面での平等をも図るために、土地の収量にあわせた等級(1等級から5等級まで)ごとの土地も平等になるように分配した。さらに、死亡・離村・出生による人口の増減にあわせて、93年にも土地分配の再分配を行っており、今後は2013年にも行う予定であるという。これは土地法で公に認められた利用権の交換・譲渡・賃貸・相続の権利の事実上の制限であるが、このことについて農民からの不平はなく、土地分配における農民間の紛争もおこっていない。

第1表 土地の変遷(ベトナム全土と調査村の対照)

ベトナム全体の動き		調査村の動き
11世紀	初めての長期政権(李朝)。	
15世紀	黎朝成立。社(行政末端組織)成立。	このころ、調査村の前身の百穀社が成立。
17~18世紀	社が公田管理する村落共同体へ成長。	
1802	阮朝成立。メコンデルタの開拓進む。	このころの地簿によると公田比率高い。
1945	北部に共産政権(ベトナム民主共和国)。社の大型化が進む。	3つの自然村が合併してコックタイン社(現在の合作社の範囲)成立。
1954~55	北部で土地改革が行われる。	
1958~60	北部農業集団化。集落ごとに合作社。	1959. 集落ごとの合作社が成立。
1960年代	戦時下の要求から合作社の規模拡大。自然村ごとに合作社が組織。	1967. ヴァン水利網完成。 1968. 現在と同じ範囲の合作社成立。
1975	共産政権が南北統一。南部においても農業集団化を図る。合作社は社ごとに組織される。	1973. 社合併でタインロイ社(現在の範囲)成立。新社範囲の合作社が成立。 1980. 合作社分裂、以後現在まで範囲不変。
1981	中央書記局100号指示。	
1986	ドイモイ開始。	合作社が試験的に農民に土地分配。
1988	政治局第10号決議。	合作社が本格的に農民に土地分配。
1993	93年土地法。	合作社が調整のための再分配。
1996	新合作社法。	1995. 合作社が調整のための再分配。
1998	1998年土地法改正。	次の土地再調整は2013年の予定。

資料 桜井[1987]・[1995], Nguyen Sinh Cuc[1995], および筆者による聞き取り調査。

4. 土地分布の現状

土地台帳からソム・アップフーにおける土地分布の現状を分析する。現在、各世帯が使用する土地は占有形式によって以下のように分類される⁽³⁾。

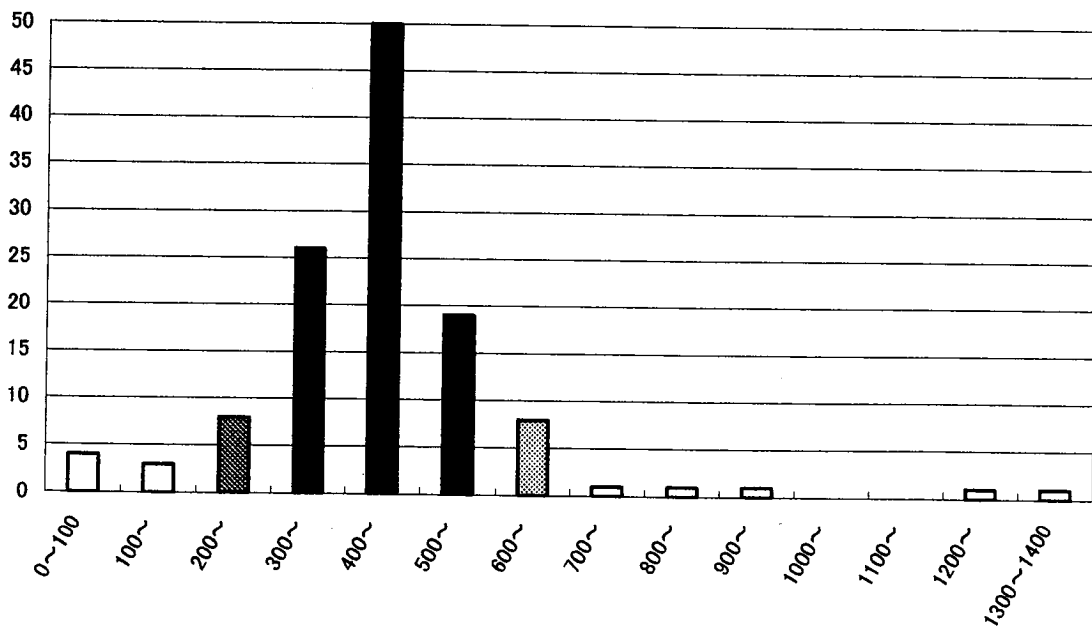
①交付地 (Dat giao) : 各世帯に土地法上の長期使用が認められた土地である。相続できない。原則的に一人あたりの面積が平等になるように調整されている。アップフーでは土地の66%を占める。そのほとんど(82%)が水田である。最新の分配は93年に分配され、使用権の期間は20年間である。2013年に合作社にいったん回収され、そのときの人口等の条件に従って再配分される予定である。

②パーセント地 (Dat phan tram) : 87年に原則として1人あたり60㎡分配された土地である。実質的に各世帯が独占利用し子孫に相続できる。アップフーでは土地の16%を占める。その内訳は水田(25%)・苗(22%)・野菜(17%)・池(24%)と多様である。

③貸与契約地 (Dat Muon) : 合作社と各農民との間に耕作契約(期間は数年程度)が存在する土地である。上記二つの土地に比べると、平等性の原則は貫かれていない。アップフーでは土地の5%を占める。そのほとんど(84%)が水田である。

④その他:上記の①~③はいずれも合作社が管理する農用地である。これら以外に社(行政村)が管理する土地が13%存在し、そのほとんどが家屋や家の敷地である。

なお、第9図は、一人あたりの交付地面積⁽⁴⁾ごとの世帯数の分布である。これをみると、総世帯の77%が一人あたりの土地面積が300~600㎡の範囲で交付地を分配されており、200~700haまで範囲を広げると実に90%の世帯含まれており、現時点でも極めて平等性が高いことがわかる。



第9図 ソム・アップフーにおける一人あたりの交付地面積(㎡)ごとの世帯数の分布
資料:ソム・アップフー世帯名簿および土地台帳より筆者が作成。

5. 調査村の農業の現状と今後の展望

調査村は王朝時代から公田率が高く村落内の結合が強固であった。ベトナム民主共和国（旧北ベトナム）はその伝統の下に合作社を建設し、現在に至ってもなお均質な社会を維持している。だが、土地所有の平等性を維持するために一世帯あたりの農用地が 0.2ha と狭小で、しかも質の面での平等性を確保するためにその狭小な農地がさらにいくつかの地片に細切れに分かれている。そのため耕作農業の機械化は困難であり、現金収入は耕作農業以外のところによるしかない。

調査村においては、1996 年より貧民銀行⁽⁵⁾の融資が始まり、1999 年からは農業農村開発銀行⁽⁶⁾の融資も本格的に始まった。これらの融資金の投資先は圧倒的に畜産（特に豚）であり、また商売などの農業以外の副業に投資している例も見られた（岡江[2001]）。今後ともコメ以外の現金収入源を増やす方向で市場経済に適合するしかないであろう。

注(1) この調査村は東京大学の桜井由躬雄教授らのグループが 1994 年以来調査を行っており、筆者も 99 年より参加している。その調査結果は、ベトナム村落研究会編『百穀社通信』として公表されている。

- (2) 調査村の存在するヴァン県はその全土がナムディン輪中の中に含まれている。
- (3) この分類に際して松尾[1996]を参照した。但し分類のしかた・名称等は松尾論文と異なる。
- (4) 一人あたりの面積は、各世帯ごとの土地面積（土地台帳より計算）を世帯員数（世帯名簿より計算）で割って計算した。但し、土地台帳と世帯名簿が対照できた 123 世帯のみについての計算した。
- (5) 貧困世帯への低利融資を目的とした政策金融機関。無担保で借り入れできるため、融資件数では調査村で圧倒的な比率を占める。ベトナム語では、“Ngan Hang Phuc Vu Nguoi Ngheo”。
- (6) ベトナム語では、“Ngan Hang Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon”。農村金融の中心的な機関であるが、県支店へのアクセスが困難だったことと担保が必要なことからかつてはごく一部の農民しか利用していなかったが、97 年に村に隣接した出張所ができ 99 年からはソムが融資を仲介するようになったことから利用する農民が急増した。

VII おわりに

脱集団化と経済自由化によって飢餓から米輸出大国へとベトナム農業は目覚ましい発展を遂げた。だが、コメはベトナム人にとって主食であり、国民を飢えさせてまで輸出をすることはできない。また土地資源の制約という問題が横たわっている。過剰な人口の下で土地資源量は限られているために、問題の解決は農業の一層の市場経済化と脱コメ化、そ

して農村における非農業雇用の推進しかないと思われる。

紅河デルタにおいては土地分配の均質性といういい意味での社会主義の遺産が残っており、合作社によるサービスの強化（共同販売・情報提供等）によってコメ中心の農業からの脱却が望まれる。対してメコンデルタでは民間資本による商業的農場経営による経営の効率化と機械化が推進されれば、とくに工芸作物などはこれまで今まで以上の発展が可能でありベトナムの基幹産業となろう。

引用文献

日本語文献

- 石井米雄・桜井由躬雄 [1999] 『東南アジア史 I』, 山川出版社
- 岩井美佐紀 [1997] 「コックタイン合作社の運営および社会機能」, ベトナム村落研究会編(東京大学) 『百穀社通信』 第7号
- 岡江恭史 [2000] 「ベトナム紅河デルタにおける農村金融—村落内大衆組織の融資仲介機能を中心に—」, 『2000年度日本農業経済学会論文集』, 日本農業経済学会
- 岡江恭史 [2001] 「2000年5月ソム・アップフー金融調査報告」, ベトナム村落研究会編(東京大学) 『百穀社通信』 第11号
- 桜井由躬雄 [1987] 『ベトナム村落の形成』, 創文社
- 桜井由躬雄 [1995] 「ベトナム紅河デルタ村落研究報告」, ベトナム村落研究会編(東京大学) 『百穀社通信』 第1号
- 桜井由躬雄・Vu Ming Giang・岩井美佐紀・大村晴 [1998] 「コクタイン合作社のジャガイモ栽培経営について」, ベトナム村落研究会編(東京大学) 『百穀社通信』 第8号
- 野本啓介 [2000] 「地方行政組織」, 白石昌也編 『ベトナムの国家機構』, 明石書店
- 松尾信之 [1996] 「コックタイン合作社における土地制度と土地・人に課される諸負担の制度」, ベトナム村落研究会編(東京大学) 『百穀社通信』 第4号

英語文献

- GSO(General Statistical Office)[1994] *Statistical Yearbook 1993*, Statistical Publishing House.
- GSO[2000] *Statistical Data of Vietnam; Agriculture, Forestry and Fishery 1975-2000*, Statistical Publishing House.
- GSO[2001] *Statistical Yearbook 2000*, Statistical Publishing House.
- GSO[2003] *Results of the 2001 Rural, Agricultural and Fishery Census*, Statistical Publishing House.

ベトナム語文献

Nguyen Sinh Cuc[1995] *Nong Nghiep Viet Nam (1945-1995)*, Nha Xuat Ban Thong Ke.

Nguyen Sinh Cuc[2003] *Nong Nghiep, Nong Thon Viet Nam thoi ky Doi Moi (1986-2002)*, Nha Xuat Ban Thong Ke.

Nguyen Tai Van[2002] “Cac loai hinh hop tac xa nong nghiep” , *Nghien Cuu Kinh Te so 285*, Vien Kinh Te Hoc.

Nguyen Thu Huong [2004] *Tim hieu Nhung quy dinh moi ve Dat Dai*, Nha Xuat Ban Lao Dong.

NXBCTQG(Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia)[1996] *Luat Hop Tac Xa*, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.

NXBCTQG[2003] *Luat Dat Dai*, Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.

〔付記〕 現在筆者は平成 14 年度日本学術振興会海外特別研究員としてベトナム国ハノイ市に派遣されている。本稿の材料となった文献資料の収集ならびに現地調査の一部は、上記派遣制度による研究の一環として行ったものである。